

金融円滑化に向けた取組状況について

平成 28 年 5 月 13 日
山 梨 信 用 金 庫

当金庫では、「地域の中小企業者および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給していくこと、ならびにお客様の悩みや課題解決に積極的に取組み、地域経済の発展に寄与すること」が最も重要な役割の一つであると認識し、地域金融の円滑化に取り組んでおります。こうした取組は、中小企業金融円滑化法の有無にかかわらず不変のものであり、同法の期限は平成 25 年 3 月 31 日をもって終了いたしました。これまで同様に中小企業者等の金融の円滑化に傾注して取り組んでまいります。

今般、平成 28 年 3 月 31 日現在における当金庫の金融円滑化にかかる貸付条件の変更等の実施状況につきまして引き続き公表いたします。

1. 金融の円滑化を図るための方針の概要

山梨信用金庫は、地域の中小企業者および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給するとともに、お客様の悩みや課題解決に積極的に取組み、地域経済の発展に寄与するため、地域金融の円滑化に取り組んでまいります。

取組方針

地域の中小企業者および個人のお客様への安定した資金供給やお客様の課題解決にかかるコンサルティング機能の発揮は、地域の協同組織金融機関である当金庫にとって、最も重要な社会的使命であると認識しております。

お客様からの資金需要やご返済条件の変更等のお申込みやご相談があった場合には、これまで以上に、お客様の抱えている課題等を十分に把握したうえで、その解決に向け真摯に取り組めます。

又、複数の金融機関から借入を行っているお客様から貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図ります。なお、その際には、守秘義務に留意するとともに、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密に連携しながらお客様の資金繰りや課題解決に取り組んでまいります。

2. 金融の円滑化を図るための体制の概要

当金庫は、上記取組方針を円滑に実施するため、以下のとおり必要な態勢整備を図っております。なお、新規のお借入や条件変更等のお申し出に関しましては、お客様がご理解しご納得をいただけるよう、適切かつ十分な説明を行います。

イ. 金融円滑化推進委員会の設置

審査担当理事を委員長とする「金融円滑化推進委員会」を平成 21 年 12 月 3 日付にて新たに設置し、地域金融の円滑化を図るための具体的な取組み策等を

協議・実施しております。

ロ．相談窓口の設置

各営業店に「金融円滑化相談窓口」を設置し、お客様からのご相談等に対し、迅速に対応できる体制を整備しました。（平成 21 年 12 月 4 日）

【相談受付窓口】

設置場所	各営業店
受付方法	ご来店、お電話等
受付時間	平日 9：00～15：00
電話番号	店舗一覧をご覧ください
対象	当金庫で事業資金融資・住宅ローンをご利用のお客様
*現在お取引いただいている各本支店にお申し出下さい。 *平日時間外でのご相談等については、個別に対応いたしますので、お取引店にご相談下さい。	

3．金融の円滑化に係る苦情相談を適切に行なうための体制の概要

お客様からの貸付条件変更等に関する苦情相談は、各営業店に設置された「金融円滑化相談窓口」又は、下記の本部苦情相談窓口をご利用下さい。

お客様から寄せられました苦情相談については、本部担当部署が原因等分析し、再発防止に生かすよう体制を整えております。

【苦情相談受付窓口】

設置場所	コンプライアンス統括部「お客様相談室」
受付方法	お電話等
受付時間	平日 9：00～17：00
電話番号	0120－244－470（フリーダイヤル）

4. 金融の円滑化に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行なうための体制の概要

イ. 経営改善支援

本部の専門部署である経営支援部と営業店が一体となって、お客様の経営改善に対する支援を実施しております。また、必要に応じ、中小企業再生支援協議会と連携し、事業再生に向けた取組みを実施します。

ロ. 経営改善計画書の策定支援

お客様の経営改善計画書の策定をお手伝いさせていただくほか、策定後のフォローを通じて課題解決をご支援します。

ハ. 新規貸出や条件変更による支援

お客様の状況を十分理解したうえで、各種制度融資のお取扱いや条件変更の対応など、ご要望にお応えできるよう最大限の努力をいたします。

なお、条件変更等を行う際には、お利息を含めた総返済額が増加する場合などがあるほか、条件変更手数料、印紙代、保証料などが必要となる場合があります。

相談窓口の店舗一覧

	店舗名	住所	電話番号
甲府市	本店	甲府市中央 1-12-36	055 (225) 0220
	南	甲府市太田町 22-12	055 (235) 2215
	善光寺	甲府市善光寺 1-17-16	055 (235) 4151
	徳行	甲府市徳行 4-16-24	055 (226) 2411
	池田	甲府市長松寺町 1-6	055 (228) 2161
	南西	甲府市高畑 2-19-5	055 (222) 4811
	国母	甲府市国母 8-3-10	055 (226) 8511
	湯村	甲府市湯村 1-9-43	055 (254) 2511
富士吉田市	富士吉田	富士吉田市下吉田 5-15-25	0555 (22) 5161
	松山	富士吉田市上吉田 2-4-16	0555 (22) 3231
都留市	谷村	都留市中央 1-6-15	0554 (43) 1161
山梨市	山梨	山梨市上神内川 1087-6	0553 (23) 2211
大月市	大月	大月市大月 1-10-1	0554 (22) 1161
	猿橋	大月市猿橋町猿橋 48-1	0554 (22) 2161
韮崎市	韮崎	韮崎市本町 2-6-17	0551 (22) 8788
南アルプス市	小笠原	南アルプス市小笠原 282-2	055 (282) 1135
甲斐市	敷島	甲斐市中下条 628-8	055 (277) 7511
	玉幡	甲斐市西八幡 2377-3	055 (279) 3511
笛吹市	石和	笛吹市石和町市部 1103-14	055 (262) 4181
	石和南	笛吹市石和町河内 34-4	055 (262) 0511
上野原市	上野原	上野原市上野原 3260-1	0554 (62) 5101
甲州市	塩山	甲州市塩山上於曾 1225	0553 (33) 5211
中央市	田富	中央市布施 2327-4	055 (274) 5111
西八代郡	市川	西八代郡市川三郷町市川大門 173-4	055 (272) 2121
南巨摩郡	増穂	南巨摩郡富士川町天神中条 1049-2	0556 (22) 3311
中巨摩郡	昭和	中巨摩郡昭和町河東中島 1750-1	055 (275) 4311
南都留郡	河口湖	南都留郡富士河口湖町船津 3639-25	0555 (72) 1171
神奈川県	橋本	相模原市緑区橋本 2-11-15	042 (773) 1231
	相模原中央	相模原市中央区中央 5-1-1	042 (755) 1331
	相模湖	相模原市緑区与瀬 1084	042 (685) 1161
	津久井	相模原市緑区中野 301	042 (784) 5161
	城山	相模原市緑区原宿 3-2-1	042 (782) 7561
	藤野	相模原市緑区小渕 1693-1	042 (687) 2161

貸付けの条件の変更等の実施状況について

1. 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数 [中小企業者]

(单位:件)

		平成25年 6月末	平成25年 9月末	平成25年 12月末	平成26年 3月末	平成26年 6月末	平成26年 9月末	平成26年 12月末	平成27年 3月末	平成27年 6月末	平成27年 9月末	平成27年 12月末	平成28年 3月末	平成28年 9月末
貸付けの条件の変更等の申し込みを受けた貸付債権の数		3,018	3,138	3,368	3,536	3,671	3,807	3,957	4,058	4,202	4,306	4,584		
	うち、実行に係る貸付債権の数	2,852	2,974	3,205	3,360	3,488	3,619	3,762	3,868	3,999	4,100	4,379		
	うち、謝絶に係る貸付債権の数	74	75	81	87	90	99	103	108	109	112	112		
	うち、審査中に係る貸付債権の数	30	27	20	27	31	19	22	12	20	18	16		
	うち、取下げに係る貸付債権の数	62	62	62	62	62	70	70	70	74	76	77		

[illegible]

2. 貸付けの条件変更等の申込みを受けた貸付債権の数[住宅資金借入者]

(单位:件)

		平成25年 6月末	平成25年 9月末	平成25年 12月末	平成26年 3月末	平成26年 6月末	平成26年 9月末	平成26年 12月末	平成27年 3月末	平成27年 6月末	平成27年 9月末	平成27年 12月末	平成28年 3月末	平成28年 9月末	(単位:件)
貸付けの条件の変更等の申し込みを受けた貸付債権の数		331	340	349	368	374	383	392	401	411	419	434			
	うち、実行に係る貸付債権の数	259	270	278	296	303	311	319	325	335	344	353			
	うち、謝絶に係る貸付債権の数	48	48	48	48	48	48	49	49	49	50	50			
	うち、審査中に係る貸付債権の数	3	0	1	1	0	1	1	2	2	0	6			
	うち、取下げに係る貸付債権の数	21	22	22	23	23	23	23	25	25	25	25			

[illegible]